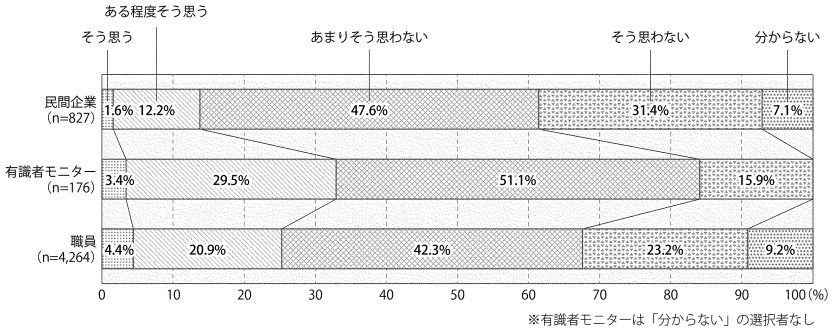
図3　現在、倫理法・倫理規程があるため、職務に必要な行政と民間企業等との間の情報収集、意見交換等に支障が生じていると思いますか。



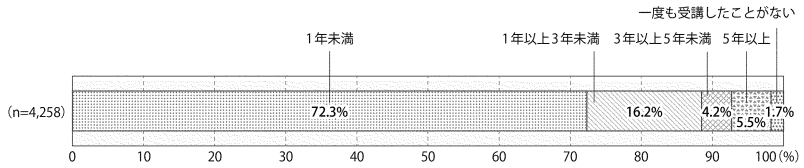
※有識者モニターは「分からない」の選択者なし

(エ)　倫理に関する研修の受講状況（職員アンケート）［図４］

職員に対して、公務員倫理に関する内容がカリキュラムに組み込まれている研修等に最後に参加してからどのくらいの期間が経過しているか質問したところ、１年未満と回答した者の割合が72.3%、１年以上３年未満と回答した者の割合が16.2%であり、両者を合わせた割合は前回のアンケート（平成27年度）よりも2.4ポイント向上した。

一方、５年以上と回答した者の割合が5.5%、一度も受講したことがないと回答した者の割合が1.7%と、両者を合わせた割合は前回のアンケートから減少しているものの、長期間受講していない又は一度も受講したことがない職員が依然として一定程度いる。

図4　あなたが公務員倫理に関する研修等に最後に参加してからどのくらいの期間が経過していますか。なお、ここでいう「研修等」には、公務員倫理に関する内容がカリキュラムの一部に組み込まれているもの、自習研修教材やセルフチェックシート等を使用してeラーニング等により職員が個別に受講するもの、説明会、講演会、DVD教材の視聴等を含みます。



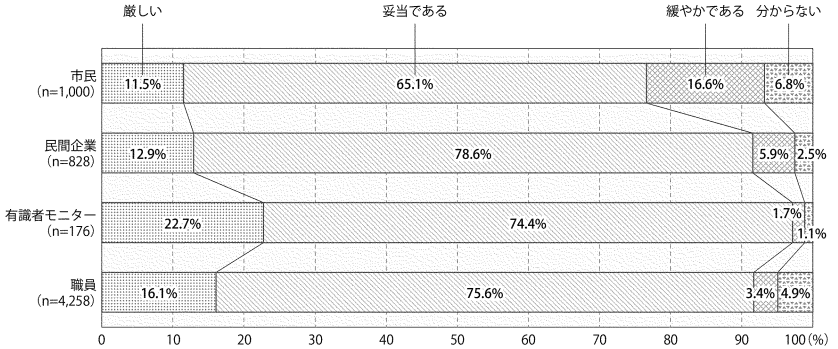
イ　倫理規程のゴルフ禁止規定について

倫理規程では、国家公務員は利害関係者と「共にゴルフをすること」が禁止されている。ゴルフ禁止規定については、廃止を求める意見等もあることから、平成28年度は、国民のゴルフに対する意識や考え方等を改めて把握するための質問を取り入れてアンケートを実施した。ゴルフに関するアンケートの結果は以下のとおりである。

(ア)　ゴルフ禁止規定についての印象（市民・民間企業・有識者モニター・職員アンケート結果）［図５］

「ゴルフ禁止規定の印象」について質問したところ、「妥当である」との回答割合は、市民アンケートでは65.1%、民間企業アンケートでは78.6%、有識者モニターアンケートでは74.4%、職員アンケートでは75.6%であり、いずれのアンケートでも７割程度が「妥当である」との回答であった。

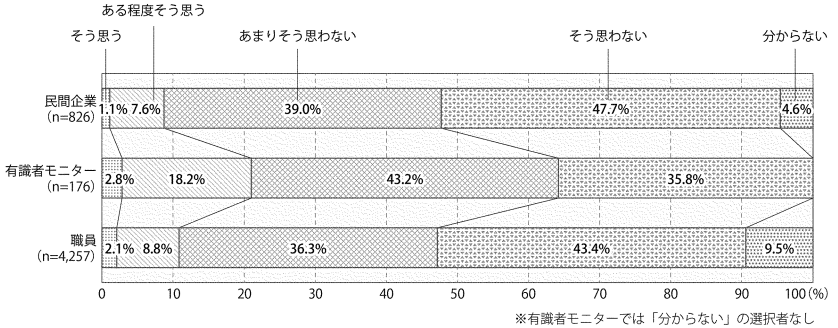
図5　ゴルフ禁止規定についてどのように思いますか。



(イ)　ゴルフ禁止規定による行政と民間企業等との間の情報収集等への支障（民間企業・有識者モニター・職員アンケート結果）［図６］

倫理規程におけるゴルフ関係の規制があるため、職務に必要な行政と民間企業等との間の情報収集、意見交換等への支障が生じているか質問したところ、「あまりそう思わない」又は「そう思わない」と回答した者の割合は、民間企業アンケートでは86.7%、有識者モニターアンケートでは79.0%、職員アンケートでは79.7%であり、いずれのアンケートでも約８割が、支障が生じているとは思わないとの回答であった。

図6　現在、ゴルフ禁止規定があるため、職務に必要な行政と民間企業等との間の情報収集、意見交換等に支障が生じていると思いますか。



※有識者モニターでは「分からない」の選択者なし

(ウ)　国家公務員が利害関係者と共にゴルフをすることに対する考え（市民・民間企業・有識者モニターアンケート結果）［図７］

国家公務員が利害関係者と共にゴルフをすることに対する考えについて質問したところ、「国家公務員が自己の費用を負担したとしても、利害関係者と共にゴルフをすることは、疑惑や不信を招くおそれがある」と回答した者の割合は、市民アンケートでは72.1%、民間企業アンケートでは70.0%、有識者モニターアンケートでは74.3%であり、いずれのアンケートでも７割以上が割り勘であっても疑惑や不信を招くおそれがあるとの回答であった。